

利用者のために

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的として、商業（卸売業、小売業）を営むすべての事業所を対象に調査を実施しています。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により、指定統計第 23 号として実施しています。

商業統計調査は、「商業の国勢調査」とも呼ばれ、人口・家族構成などを調査する国勢調査、我が国製造業の実態を明らかにするため、全国の製造事業所を調査する工業統計調査（「製造業の国勢調査」と呼ばれている。）とならぶ基本的な統計調査です。

3 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（昭和 26 年政令第 127 号）による「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を調査の対象とします。

4 調査の方法（調査経路）

a)調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式

商業調査指導員

経済産業大臣

都道府県知事

市区町村長

商業調査員

申告者(事業所)

b)本社等一括調査

商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事

対象企業

(注)調査票の収集は、逆経路

5 調査の期日

平成 19 年商業統計調査（第 24 回調査）は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施しました。

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（本調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしています。年次別の調査期日は以下のとおりです。

<これまでの調査>

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和54年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
" 29 "	9月1日	" "	" 57 "	6月1日	" "
" 31 "	7月1日	" "	" 60 "	5月1日	卸売・小売業
" 33 "	7月1日	" "	" 61 "	10月1日	一般飲食店
" 35 "	6月1日	" "	" 63 "	6月1日	卸売・小売業
" 37 "	7月1日	" "	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
" 39 "	7月1日	" "	" 3 "	7月1日	卸売・小売業
" 41 "	7月1日	" "	" 4 "	10月1日	一般飲食店
" 43 "	7月1日	" "	" 6 "	7月1日	卸売・小売業
" 45 "	6月1日	" "	" 9 "	6月1日	" "
" 47 "	5月1日	" "	* " 11 "	7月1日	" (簡易調査)
" 49 "	5月1日	" "	" 14 "	6月1日	卸売・小売業
" 51 "	5月1日	" "	** " 16 "	6月1日	" (簡易調査)

*平成11年調査は総務庁事業所・企業統計調査と同時実施の簡易調査（第一回）

**平成16年調査は総務省の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査と同時実施の簡易調査（第二回）

6 調査結果の利用

調査結果は、以下のように利用されています。

国や地方公共団体が、中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施のための基礎資料

- ・大規模小売店舗立地法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法の運用
- ・都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析

国や地方公共団体による所得推計、構造分析等の基礎資料

- ・産業連関表及び地域産業連関表の作成
- ・国民経済計算、県民所得の推計
- ・各種白書（経済白書、中小企業白書、厚生労働白書など）、その他県勢要覧等の作成

国や地方公共団体による各種調査の標本設計への母集団の提供

民間、学術研究団体における研究、市場予測、需要予測等

7 利用上の注意

- (1) 統計表中「X」は、その数字に該当する事業所数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数字を秘匿したことを示したものです。なお、この秘匿によっても、Xが算出される恐れのあるものについては、事業所数が3以上でもXで秘匿しています。

ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、従業者数の秘匿は行っていません。

- (2) 統計表中の記号の用法は次のとおりです。

- 「 」…… 皆無又は該当なし
- 「0」…… 数値が単位に満たないもの
- 「X」…… 秘匿数字
- 「…」…… 不明又は資料を欠くもの
- 「 」…… 減を示す

- (3) 四捨五入の関係で割合の合計が100に一致しないものがあります。

- (4) この統計数字は、国の公表に先立ってとりあえず市において集計を行い公表するもので、後日経済産業省が公表する数値と多少相違することがあります。